

おせっかいな

傍聴人の裁判解説

原発事故損害賠償・北海道訴訟

No. 5
2017年6月

2017年5月30日(火) 札幌地方裁判所で原発事故損害賠償・北海道訴訟第16回口頭弁論が行われました。異動により裁判長が代わったことを受け、この日は、原告・被告とも、意見陳述を行いました。内容は、これまで行ってきた主張や反論をまとめたもので、原告は、責任論・損害論・因果関係論について3名の弁護士が、国と東電はそれぞれ1名の弁護士が話をしました。この裁判で被告側がこれだけ長い時間(15分くらい)をかけて「話しをした」のは初めてだと思います。

原告・被告とも意見陳述を行ったのは、「弁論の更新※1」のためです。裁判がはじまって、裁判所に提出された書面の量は膨大です。引き継いだ裁判官が全部読んだとしてもすべての主張が伝わるか、という点に難しいと思います。特に、この裁判では、専門性の高い内容が山のようにある上に、原告が主張する「抽象的規範的損害」も文章だけで伝えるのは困難なように思います。

■国と東京電力の意見陳述

今までほとんど意見陳述をしたことがなかった、(つまり、裁判でしゃべらなかつた)被告側弁護人の話しは新鮮でした。なぜなら、被告側が具体的にどういう証拠や考えをもとに、どういふ反論をしているのかわからずじまつたからです。

また、3月17日に群馬県前橋地方裁判所で、「津波は予見できた」として、国と東京電力、双方の「責任」を認める判決が出たことにより、「回避できなかった事故であり、責任はない」といふ反論を裁判官に訴えたい、という気持ちがあるのか、今まで黙つて座つていた弁護士たちが活舌よく話す様子に「負けられない」といふ意思を感じました。



国の意見陳述で印象に残つたのは、「たとえ、2007年に国が東電に対し津波対策をすることを指示したとしても、その対策では今回の東日本大震災による津波の被害を免れることはできず、事故は起きた」といふ仮定を話したことです。

原告が主張する責任論の根拠として、2つの報告書があります。〈長期評価〉と〈津波評価技術〉です。東京電力が〈長期評価〉から試算した津波は15.7m、〈津波評価技術〉での想定は6.1mでした。被告は、「〈長期評価〉は、研究者・有識者全体の見解ではなく、一部の意見であり、必ずしもそれに基づいて考える必要はない」と判断した。参考に値するものではない、としています。なので、津波対策をしたとしても、〈津波評価技術〉を元に試算し、6.1mの津波に対する対策を行つていただろう。そうすると、今回のような10m超の津波に襲われたら、やはり原発に甚大な被害が生じ、事故は防げなかつたろう。といふことは、いづれにしても、この事故は、防ぎようのない想定外の事故だったので、責任はない、といふことです。

更に忘れられないのは、国の弁護士が反論の中で「ハインドサイトバイアス(Hindsight bias) = 後知恵バイアス」といふ言葉を使ったことです。

後知恵バイアス(あとぢえバイアス、英: Hindsight bias)は、物事が起きてからそれが予測可能だつたと考える傾向。後知恵バイアスは、政治・ゲーム・医療など様々な状況で見られる。後知恵バイアスに関する心理学実験では、事象の予測が当たつた場合に被験者は発生前よりも予測が強かつたと記憶する傾向があることが分かつている。(ウィキペディア)

つまり、地震、津波、そして事故が起きた後だから、「対策を怠つたのではないか」「予見できたはずだ」「事故は防げたのではないか」「こうなることがわかつていた」と言える。こういった思考は心理学的にも言われている「認知バイアス」のひとつ「後知恵バイアス」であつて、認められるものではない。事故前における国の判断に誤りはなく、事故の責任はない…と伝えたいのでしよう。

※1 弁論の更新→裁判官は概ね3年で異動になり、裁判によっては途中で裁判官が代わることもある。その場合、民事裁判では、それまでの口頭弁論の結果を陳述しなければならぬ、と定められている。これを「更新手続」といふ。とはいえ、実際は、法廷で新しい裁判官が更新する旨を伝え、原告被告とも「はい」と従つて終了するものだが、今回のような大きな裁判においては、主張を理解してもらうために意見陳述する(口頭で伝える)ことがある。

※2 バイアス(bias)→「バイアス」といふ言葉は「認知バイアス」を意味し、「認知バイアス」を分類した中のひとつに、「後知恵バイアス」がある。ウィキペディアには「認知バイアス(にんちバイアス、英: cognitive bias)とは、認知心理学や社会心理学での様々な観察者効果の一種であり、非常に基本的な統計学的な誤り、社会的帰属の誤り、記憶の誤り(虚偽記憶)など人間が犯しやすい問題である。認知バイアスは、事例証拠や法的証拠の信頼性を大きく歪める」とあり、簡単に言うと、「認知の偏り」。

つづく東京電力の意見陳述は、 大まかにいうと、「十分に賠償金を支払っているのに、中間指針以上の賠償金を支払う必要はない」ということと、原発事故と健康被害の因果関係についての話でした。

賠償金については、 東京電力のホームページにも掲載されていますが、現在の支払い状況（請求件数、金額など）の説明を含め、「中間指針に基づく支払いで十分に賠償が行われており、それ以上に支払う必要はない」という主張です。そして、どうして支払う必要がないか、ということの根拠として、放射性物質による健康被害に対する考え方を主張することで、避難の必要性がないことを伝えなかったのだと思います。これは、原告が主張する「因果関係論」に対する反論です。



← 東京電力ホームページ
「賠償金の支払い状況」

因果関係について原告は、 津田論文※3を証拠のひとつとして提出しており、低線量被ばくによる健康被害が発生するリスクがあることを主張しています。また、一般公衆の線量限度が事故後に1 μSv/hから20 μSv/hに緩和されたままであること、除染後も放射性物質が消滅しないことなども含め、避難の正当性を訴えています。

その主張に対し、 東京電力は、津田論文が津田敏秀氏の見解であり、それに反する見解を示す研究者・有識者がいることを挙げ、避難との因果関係としては認められないことを述べました。そして、放射能による健康への影響を説明する際に、年間100 mSv以下の放射線被ばくとほかの発がん要因を例に挙げ、「喫煙、肥満よりも発がんの可能性は低く、野菜不足と同じ程度」というようなことを言っていました。放射能による健康被害について語る時、被告側の見解は外部から浴びる放射「線」がどう影響するかだけで、拡散された放射性「物質」について語られないのが不思議です。「線」は「物質」があるから出るわけで、「物質」が体内に入ったら、「喫煙、肥満、野菜不足」とは言えないですね。

■そのほかの主張

弁論の更新のほか、 原告からは、準備書面が3つ提出されていました。要旨の読み上げは行いませんでしたが、福島県の現状についての報告と、財産的損害についての主張が書かれています。

福島県の現状については、 平成28年10月中旬に原告団と弁護団が実際に福島県に行き、放射線量等の現状を把握するために測定などの現地調査を行ったときの報告で、実際に計測したところ、依然として生活空間で高い放射線量が観測されることを写真とともに証拠として提出しています。札幌市内での計測では、地表の放射線量で、0.11 μSv/hが高い値なのに対し、福島県の居住地域で、低くて約3倍、高いと約100倍になります。また、年間20 mSvを超える地域も報告されていました。実際に計測した数値をみて、裁判官がどう判断するのか、とても気になります。



■判決を書く裁判官

裁判が終わって、 進行協議が行われる中で、新しい裁判官は「自分が判決文を書く」ということを伝えたそうです。そして、これまで続けてきた原告自身による意見陳述は、今後も継続できるそうです。また、裁判官から原告・被告双方に、これからの進行について指示があったそうで、「提訴してもう4年が経過している。今後、どんな主張をし、どこまで立証するのか、原告本人の話は全員聞くのか、聞かないのか、など、ゴールの認識を持ってすすめるように」と言われたそうです。

群馬の判決で、 「責任論で勝っても、損害論で勝つのが難しいということが分かった」と、裁判後、弁護士会館での説明会で弁護士さんが言っていました。特に子供に対する損害額がとても低く0円がほとんどだったそうです。その理由は「逃げる判断をしたのは親で、子ども自身は判断をしたのではない。親に連れられて逃げたのだから、そこに慰謝料は発生しない」という判断だそうです。今後、損害論を主張する中で、どうしたら、理解を得られるのか、弁護団は策を練らなければならないのだな、と思いました。

今回の裁判は9月5日（火）、10時半からです。 傍聴席はこの日50～60席ほどしか埋まりませんでした。「判決を書く」と宣言している裁判官の前に、9月以降は傍聴席を満席にしていきたいものです。今後、9月22日に千葉で判決、10月10日は福島生業訴訟が判決、秋には浜通り、京都の訴訟が結審し、今年度中に判決が出るかもしれません。全国で、結審・判決が続く中、その影響が北海道の裁判にも出てくると思います。どんな判決が出て、何が認められ、何が認められなかったのか。関心を持って見ていきましょう。 傍聴人 金榮知子

※3 津田論文→岡山大学院環境学研究科教授で、医学者である津田敏秀氏が2015年10月に発表した論文「18歳以下の福島県民における甲状腺超音波診断による甲状腺がんの検出」のこと。津田氏は、福島第一原子力発電所事故による放射性物質の大量放出の影響により、福島県における甲状腺がんの発生率が高いこと、県内でも原発の近くや中通りで多発していることを国際環境疫学会が発行する医学雑誌「Epidemiology」で発表した。